

徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度に係る 認定基準の考え方について

(令和 7 年 1 2 月受付分)

徳 島 県

注)本文中の規定を除き

法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

施行規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

I 遵法性（全区分共通）

1 不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者に該当しないこと

【考え方】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、使用済自動車の再資源化に関する法律又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6に規定する法令（大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）（以下「法令」という。）の規定による不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から5年を経過しない者（注）に該当しないこと。

（注）不利益処分を受けた者が法人である場合においては、不利益処分に係る行政手続法第15条の規定による通知（聴聞の通知）があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で、不利益処分をあった日から5年を経過しないものを含む。

- （１） 本基準は、産業廃棄物処理業（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業をいう。）を的確に行っている一定の経験と実績を有する処理業者であり、かつ、この5年間に法の規定等に違反して不利益処分を受けていない者であることを求めるものです。
- （２） ここで「不利益処分」とは、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。例えば、これらの法令の規定による改善命令、措置命令、事業停止命令等がこれに該当し、行政指導はここでは該当しません。
- （３） また、「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。
- （４） なお、「不利益処分を受けていない者」とは、申請を行う都道府県等において不利益処分を受けていないのみならず、すべての都道府県等において不利益処分を受けていないことが要求されます。

2 申請の際過去3年ないし5年にわたり原則として行政指導(文書指導)を受けておらず、現に環境関連法令を遵守していることが確実であると認められること

【考え方】

法令に基づく文書による行政指導のあった日から原則として3年または5年を経過しない者に該当しておらず、現に法令を遵守していることが確実であると認められること。

本基準は、産業廃棄物処理業の執行において、不利益処分には至らないまでも不適正な事案の当事者に対して、再発防止と適正な業執行の確保の観点から特に指導を要するものとして行われる文書による行政指導を、原則として直近3年間以上(第1区分)または直近5年間以上(第2区分及び第3区分)にわたり受けておらず、現に法令を遵守していることが確実であると認められることを求めるものです。

なお、文書指導の原因となった事案が軽微であり、かつすみやかに改善したことを県が認めた場合等は、例外として認定の対象とすることがあります。

3 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物適正処理講習会を継続的に受講していること、又はこれに類する講習会を受講していること

【考え方】

徳島県が委託して実施する「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物適正処理講習会」を継続して受講していること。または、これに類する講習会を受講していること。

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物適正処理講習会は、産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対して法知識や適正処理技術に関する研修を実施することにより、処理業者等の資質向上を図り、法の認識不足に起因する不適正処理の防止を図ることを目的に、徳島県が委託して実施している事業です。

法令遵守は、法知識の確認を継続することが重要であり、本基準は上記講習会を継続して受講している者を求めるものです。

【提出書類】

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物適正処理講習会等を継続して受講したことを証する書類(修了証の写し)。

※令和7年度については、令和4年度以降の講習会のうち、2回受講していれば可としますので、その修了証の写しを添付してください。

※上記講習会は県外業者にとっては受講が難しいことがあります。県外業者における上記講習会またはこれに類する講習会の受講状況については、その内容を個別に検討します。

○「これに類する講習会」とは、各都道府県産業廃棄物協会等が独自に行う、法知識の研鑽や適正処理のための技術向上のための講習会、(公社)全国産業資源循環連合会、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターといった団体が行う同種の講習会を想定しています。

○「許可申請に関する講習会」や「技術管理者講習会」といった業許可、設置許可において受講が必要とされる講習会の受講歴は評価の対象外としております。

4 電子マニフェストに対応していること

【考え方】

産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）に加え、排出事業者の求めに応じて、電子マニフェスト対応が可能であること。

（１）電子マニフェストは、

- ・ 伝票の保管が不要
- ・ 処理状況の簡単な把握・確認
- ・ マニフェストの回収・照合が不要
- ・ 帳簿作成が簡易

といったメリットに加え、報告確認期限前のアラーム機能による法令遵守に資する面や、情報の一元管理による改ざん防止といった面もメリットとしてあげられ、その普及を強く求められているものです。

（２）本基準では、事務の透明性・効率性そして遵法性の観点から、従来の紙マニフェストに加え、電子マニフェストに対応している業者を評価するものです。

【提出書類】

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのJ W N E Tに加入していることを証する書類（加入証の写し）。

5 社会保険料及び労働保険料の滞納がないこと

【考え方】

社会保険料及び労働保険料の滞納がないこと。

(1) 社会保険料とは、医療と年金を運用していくために徴収される保険料で、「健康保険」や「厚生年金保険」等がこれに当たります。

労働保険料とは、労働保険を運用していくために徴収される保険料で、「労働者災害補償保険」（いわゆる労災保険）と「雇用保険」がこれに当たります。雇用保険は、失業したときや育児休業したときにある程度の生活保障をしてくれる保険です。

労働災害等、予期せぬ事故が起きた場合に適切な対応が取れるよう、これらの保険料について、事業者において適正に納付が行われていることを要件とするものです。

【提出書類】

①年金事務所長等が発行する社会保険料納付確認書（又はその写し）

過去2年間に徳島県内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所、事業場について納入すべき社会保険料のうち納期限が到来したものについて未納がないことが確認できるもの。徳島県内に事業所が存在しない場合は、本県内の業務を統括する事業所における確認書又はその写しを提出してください。

※申請者が社会保険適用除外事業所であり、かつ国民健康保険の被保険者である場合にあっては、当該保険の保険者（市町村等）が発する納付証明書等の写しを提出してください。

②地方労働局長等が発行する労働保険料納付確認書（又はその写し）

過去3年間に徳島県内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所、事業場について納入すべき労働保険料のうち納期限が到来したものについて未納がないことが確認できるもの。徳島県内に事業所が存在しない場合は、本県内の業務を統括する事業所における確認書又はその写しを提出してください。

※申請者が労働保険の適用除外事業所である場合には、その旨を申し立てる書面（任意様式）を提出してください。

6 徳島県暴力団排除条例を遵守すること

【考え方】

徳島県暴力団排除条例を遵守していること。

- (1) 暴力団等に対する利益供与等の禁止を定めた徳島県暴力団排除条例が平成23年4月1日から施行されました。この条例では、事業者等の責務として、暴力団等への利益供与の他、契約時における措置が同条例第15条において努力義務として定められています。
- (2) 本基準は、事業者が同条例を遵守していることを求めるとともに、処理委託契約において同条例第15条第2項で示された「当該契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは当該契約を解除することができる」旨が定められていることを求めるものです。
- (3) これは今後の処理委託契約において明記されることが明らかならば足り、現に契約している委託契約の変更までを求めるものではありません。

【提出書類】

排出事業者との委託契約書又はそのひな形（徳島県暴力団排除条例第15条第2項に準じた項目が記載されていることが分かるもの）

※参考 徳島県暴力団排除条例（平成22年条例第40号） （抜粋）

（契約時における措置等）

- 第十五条 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認められるときは、当該契約の相手方が暴力団員等でないことを確認するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結するときは、当該契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めるものとする。
- 3 事業者は、前項に規定する事項を定めた契約を締結している場合であって、当該契約の相手方が暴力団員等であり、かつ、当該契約が暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなるものであることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めるものとする。

Ⅱ 情報公開性

ホームページ等インターネットによる公開をしていること

【考え方】

(第1区分及び第2区分の場合)

申請の際、現に、徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度実施要綱別表2中の「2 情報公開性」の「1 会社情報等」から「7 財務諸表」までの項目のうち必要な項目をインターネット上で公開していること。

(第3区分の場合)

申請の際、直前3年以上（新規の場合は直前6ヶ月以上）にわたり、徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度実施要綱別表2中の「2 情報公開性」の「1 会社情報等」から「7 財務諸表」までの全ての項目をインターネット上で公開し、それぞれの項目ごとに定められた頻度で更新していること。

(1) 本基準は、許可申請時の添付書類に含まれている情報、処理業者に対し作成・保存が義務づけられている情報、一定の産業廃棄物処理施設において記録及び利害関係者への閲覧が義務づけられている維持管理に関する情報等を広く一般に情報公開することを求めるものです。

(2) 虚偽である場合を除いて、以下の個別項目の解説で述べる一定の外形的な要件を満たす情報が公開されていれば基準適合と判断されるものであり、公開された情報の内容の妥当性(例えば、処理工程の技術的妥当性、経営状態の健全性等)の判断まで行うものではありません。

(3) 「インターネット上での公開」は、自社単独のホームページ、あるいは団体、協会等が提供する他の処理業者と共同掲載の情報開示用サイトのどちらで行っても差し支えありません。なお、パンフレットや広報誌などインターネット以外の媒体による情報公開は基準適合とは認められません。

(4) 基準適合と判断されるために必要な情報公開の期間は、第3区分は3年以上（新規は6ヶ月以上）としています。

認定区分を問わず、インターネット上での公開情報は、定期的な情報更新が必要です。認定の更新時において、情報公開性の判断は、基準にしたがって情報の更新を行っていることで基準適合となります。

(5) 対象となる公開情報は、徳島県の区域内で行っている事業に係るものだけでなく、他の都道府県等で行っている事業も含め、当該処理業者が行っている産業廃棄物処理業（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別産業廃棄物収集運搬業、特別産業廃棄物処分業）に係る事業全体に係る情報を指します。

【提出書類】

インターネットにおける公開状況については、担当者がホームページを閲覧して公開状況を確認しますので、申請時に公開画面の写しを添付する必要はありません。

ただし、第3区分の申請については、事前情報公開期間（更新は3年、新規は6ヶ月）以上の期間にわたり情報公表及び所定の頻度による更新が行われていることが確認できる資料（任意）を提出してください。

この「情報公開性」における認定基準は、平成２３年４月より実施された「優良産廃処理業者認定制度（国の優良認定制度）」の適合基準に準拠しております（注）。

記載例等については、環境省作成の「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」等を参考にしてください。

環境省「優良産廃処理業者認定制度」ホームページ

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/>

産廃情報ネット

<http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index.php>

【留意事項】

以下の個別項目の解説においては、基準適合のために満たさなければならない事項を【基準】及び【解説】で示します。

1 会社情報等 (全区分共通)

【基準】

- (1) 情報公開基準項目は次のとおり。
- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ・ 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号二に規定する役員（申請者に令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者を含む。）の氏名及び就任年月日
 - ・ 申請者が法人である場合には、法人の名称、設立年月日、資本金又は出資金及び事業（産業廃棄物処理業（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別産業廃棄物収集運搬業、特別産業廃棄物処分業）、以下の評価基準項目において同じ。）の内容（法人の名称、資本金若しくは出資金又は事業の内容を変更した場合にあっては、当該変更に係る履歴を明らかにするものとする。）
 - ・ 申請者が個人である場合には、事業の内容（その内容を変更した場合にあっては、当該変更に係る履歴を明らかにするものとする。）
- (2) 情報の更新は、上記内容の変更の都度とする。
但し、代表者及び役員に関する情報は、1年に1回以上とする。

【解説】

「法第14条第5項第2号二に規定する役員」とは、いわゆる「役員」（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいい、これに加えて、令第6条の10に規定する使用人（本店又は支店の代表者等）がある場合には、これも含みます。

【記載例】

商号	株式会社 ○○
所在地	本店 ○○県○○市○○町○○丁目○-○-○ Tel ○○○-○○○-○○○○ ○○支店 ○○県○○市○○町○○丁目○-○-○ Tel ○○○-○○○-○○○○
創立	昭和○○年○○月○○日
資本金	○○○○万円
代表者	代表取締役 ○○ ○○（○○年○○月就任） 【令和○○年○○月○○日現在】
役員等	専務取締役 ○○ ○○（○○年○○月就任） 常務取締役 ○○ ○○（○○年○○月就任） 取締役 ○○ ○○（○○年○○月就任） ○○支店長 ○○ ○○（○○年○○月就任） 【令和○○年○○月○○日現在】
従業員数	○○人
会社履歴	昭和○○年○○月 ○○県○○市に株式会社○○を設立。資本金○○○○万円 平成○○年○○月 ○○県の産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を取得 平成○○年○○月 資本金を○○○○万円に増資 平成○○年○○月 ISO14001を取得

2 許可の内容 (全区分共通)

【基準】

- (1) 情報公開基準項目は次のとおり。
- ・ 事業計画の概要
 - ・ 産業廃棄物処理業の許可証の写し
- (2) 情報の更新は、上記内容の変更の都度とする。

【解説】

(1) 事業計画の概要は、許可申請時の添付書類の一つとなっていますが、本基準は、当該添付書類に相当する内容の公開を求めるものです。具体的には、事業の全体計画、収集運搬又は処分する産業廃棄物の種類ごとの運搬又は処分量等、収集運搬又は処分業務の具体的な計画、環境保全措置の概要等の掲載が考えられます。

(2) 許可証の記載事項については、産業廃棄物処理業の許可証の写しを掲載することとします。

なお、収集運搬業の許可を多数の都道府県等で取得している場合には、排出事業者等関係者による情報参照の利便性に配慮し、総括表を併せて公表することが望ましいと考えられます。

また、許可証の写しを掲載する場合には、そのまま印刷して悪用されることを防止するため、「この許可証の写しはサンプルであり、証明に用いることはできません」等の表示を入れるなど工夫をすることが望ましいと考えられます。

【記載例】 <総括表の記載例>

N O	産業廃棄物収集運搬業			許可品目										頁
	都道府県・政令市	許可番号	許可年月日 及び有効期限	燃えがら	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず	金属くず	繊維くず	
1	A 県		平成XX. XX. XX 平成YY. YY. YY	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1
2	B 県		平成XX. XX. XX 平成YY. YY. YY		●				●	●	●	●	●	3
3	C 市		平成XX. XX. XX 平成YY. YY. YY						●	●	●	●	●	4
産業廃棄物処分業				許可品目										
4	B 県		平成XX. XX. XX 平成YY. YY. YY		●				●	●	●	●	●	5
5	E 県		平成XX. XX. XX 平成YY. YY. YY						●	●	●	●	●	7

3 料金の提示方法 (全区分共通)

【基準】

- (1) 情報公開基準項目は次のとおり。
事業者がその産業廃棄物の処理を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法
- (2) 情報の更新は、上記内容の変更の都度とする。

【解説】

- (1) 処理料金は産業廃棄物の種類や性状、処理方法等により大きく異なる場合があることから、すべての処理業者が一律の方法で提示しているわけではありません。
このため、個々の処理業者の実態に応じて、料金表により処理料金を提示している場合はその料金表、料金算定式により処理料金を提示している場合はその算定式、産業廃棄物の種類や性状によって個別に見積もりを行った上で提示している場合はその旨を掲載してください。
- (2) ただし、個別見積もりによる場合は、見積もり料の有無など見積もり条件についても併せて掲載することが必要です。

【記載例】 収集運搬業

例 1

基本料金

時間外料金

深夜料金

〇〇地域

〇〇円

〇〇円

※土・日・祝祭日は休日料金として〇〇%加算させていただきます。

※排出事業場での積込作業が〇〇分を超えた場合には作業費〇〇円を頂きます。

例 2

収集運搬料金につきましては種類、量、距離により計算いたします。当社〇〇部

(Tel 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇) までご相談ください。

無料にてお見積もりいたします。

4 地域融和（「事業所の公開」の有無の表示）（全区分共通）

【基準】

- （１） 情報公開基準項目は次のとおり。
事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無（公開している場合には、公開の頻度）
- （２） 情報の更新は、上記内容の変更の都度とする。

【解説】

- （１） 利害関係者に対して事業場を公開しているか否かについて記載するとともに、公開している場合はその頻度も記載してください。ここで、事業場を公開していない場合には、「事業場を公開していない」旨を記載してあれば、情報公開性の項目においては基準適合となります。
- （２） 本基準における事業場の公開の対象は、「事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者」であり、事業場の周辺地域に居住する住民などがこれに該当します。したがって、これらの者に公開している場合は、不特定多数の者に公開していなくとも、公開「有」として差し支えありません。
- （３） 事業場の公開の頻度に関しては、例えば、「年１回」、「申し込みに応じて随時」等の記載をしてください。

【記載例】

例 1

当社は信頼性の高い施設運営を目指し、焼却施設を一般公開しています。焼却施設はいつでも見学することができます。

例 2

当社の施設見学については、当社の〇〇環境整備センターに直接御連絡ください。見学申込みをお渡しします。お問い合わせは[こちらから](#)

例 3

当社では、一般県民の皆様を対象に廃プラスチック類の中間処理施設の見学を受け付けています。ただし、危険箇所がありますので、小中学校生は引率をお願いします。また人数は１回あたり原則１０名です。電話での事前予約をお願いします。電話〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

5 組織体制 (第2区分、第3区分)

【基準】

- (1) 情報公開基準項目は次のとおり。
業務を所掌する組織及び人員配置
- (2) 情報の更新は、上記内容の変更の都度とする。ただし、人員配置の変更については1年ごとに1回とする。

【解説】

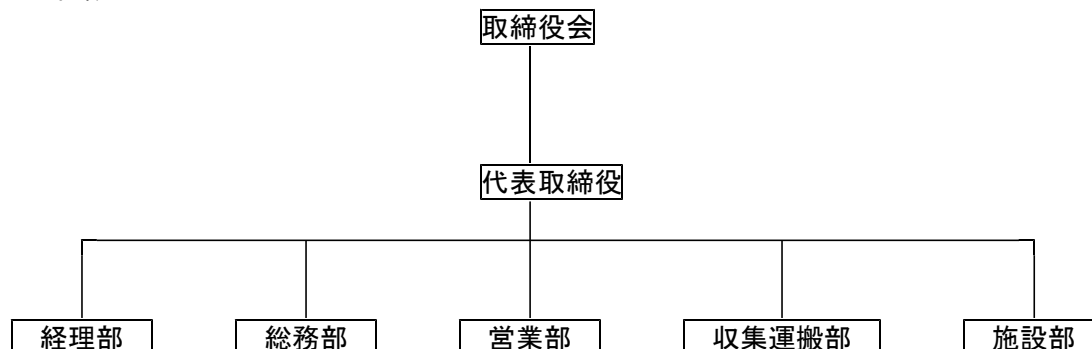
(1) 継続して適正処理を遂行していくためには、廃棄物処理の内容や施設の処理能力に対応した社内組織体制が構築され、各部門に適切な人員配置が行われていることが不可欠ですので、本基準はこのような情報の公開を求めるものです。

(2) 「業務を所掌する組織」については、経理、総務、営業、施設等の部門単位で社内組織を記載するとともに、それぞれの部門ごとの人員配置を記載してください。ここで、「人員」を正社員のみのか、派遣社員、アルバイト等を含む数とするかを明示する必要があります。なお、兼務職員については、主たる部門に計上し、両部門に計上その他記載に当たってのルールを明示してください。(ただし、人数は整数で記入してください)。

(3) 情報の更新は、変更の都度としますが、人員配置についてはその変更の頻度が高い場合も想定されることから、年1回で差し支えないものとします。

【記載例】

○ 組織



○ 人員配置

【令和〇年〇月〇日現在】

	経理部	総務部	営業部	収集運搬部	施設部	合計
正社員	3	3	4	12	11	33
派遣・パート	1	1	1	1	2	6
合計	4	4	5	13	13	39

(注) 兼務職員については、主たる部門に計上しています。

6 施設及び処理の状況 (第3区分のみ)

(1) 事業の用に供する施設の概要

【基準】

(1) 情報公開基準項目は次のとおり。

収集運搬業者については、運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況、積替保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合には、その旨を含む。）及び積替えのための保管上限（特別管理産業廃棄物の積替え又は保管の場所にあつては、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限）

処分業者については、事業の用に供する施設の種類、当該施設において処理する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、設置場所、設置年月日、処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合は、埋立地の面積及び埋立容量）並びに処理方式、構造及び設備の概要、当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には当該許可に係る許可証の写し

(2) 情報の更新は、上記内容の変更の都度とする。ただし、運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況については、1年に1回以上とする。

【解説】

(1) 事業の用に供する施設の種類、処理能力並びに処理方式、構造及び設備の概要は、いずれも許可申請時に都道府県等に提出される事項であり、これに相当する内容の公開を求めるものです。

収集運搬業の場合は、運搬車両の形式、規模・能力（積載量等）や、低公害車の導入の状況、積替保管施設ごとの面積、保管上限量等の情報を掲載してください。形式、規模・能力の記載方法については、以下を参考としてください。

[車両形式]

- ・ダンプ車（土砂ダンプ車、清掃ダンプ車等）
- ・機械式収集車（回転板式、圧縮板式、荷箱回転式等）
- ・脱着装置付きコンテナ車（ウインチ式、アーム式等）
- ・平ボデー車（リフタ付き、クレーン付き等）
- ・タンクローリー車（重力方式、真空方式、液体ポンプ方式等）
- ・吸引車（汚泥吸引車、強力吸引車、バキュームカー等）

等の車両の分類形式

[規模・能力]

最大積載量（トン又はm³）、最大積載可能寸法（m）

(2) 処分業の場合は、処理施設の種類、処理する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、設置場所、設置年月日、処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合は、埋立地の面積及び埋立容量）、処理方式、構造及び設備（環境保全設備を含む。）の概要、当該施設について産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合には、許可証の写し等の情報を記載してください。

また、保管を行う場合は、保管する産業廃棄物の種類、保管設備の所在地、面積、保管上限量等の情報を掲載してください。なお、「施設」の範囲は、設置許可が必要とされる産業廃棄物処理施設に限らず、事業に使用するすべての施設が対象となります。

当該項目に係る記載内容の詳細及び記載例については、国の優良認定制度に係る「優良産業廃処理業者認定制度運用マニュアル」P15～P24を参照してください。

(2) 事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図

【基準】

- (1) 情報公開基準項目は次のとおり。
事業の用に供する産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図
- (2) 情報の更新は、上記内容の変更の都度とする。
- (3) この基準は、処分業者のみに適用される。

【解説】

- (1) 事業場の処理工程図は、事業場内で産業廃棄物がどのような工程を経て処理されているかについて説明するものです。産業廃棄物の種類に応じて、脱水、乾燥、焼却、油水分離、中和、破碎、溶融、洗浄、コンクリート固型化その他の単位処理工程がどのような順序で実施されているかについて、単位処理工程をひとつのブロックとしたブロック図等で記載してください。単位処理工程の名称については、メーカー固有の呼称を用いず、できるだけ一般的なものを用いてください。
- (2) 廃棄物の受入から処理、さらには排ガス、排水、残渣物を処理し事業場外へ排出する工程までを全て記載してください。例えば、焼却処理を行う施設の場合には、焼却灰等の処理フローを含み、廃油、廃液、汚泥等の処理施設の場合には、汚泥等の処理フローを含みます。
- (3) 企業秘密に該当するような単位処理工程ごとの詳細な技術内容まで掲載する必要はありません。

当該項目に係る記載内容の詳細及び記載例については、国の優良認定制度に係る「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」P25を参照してください。

(3) 産業廃棄物の一連の処理の行程

【基準】

(1) 情報公開基準項目は、次のとおり。

情報公開日の属する月の前々月までの一年間において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（下記に掲げる事項を含み、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。）

- ・ 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量
- ・ 当該産業廃棄物の処分方法ごとの処分量
- ・ 情報公表日の属する月の前々月の末日における当該産業廃棄物の保管量
- ・ 当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投棄処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法
- ・ 当該産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法

(2) 情報の更新は、一年に一回以上とする。

(3) この基準は処分業者のみに適用される。

【解説】

(1) この項目は、申請者が排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程を公表するものです。

(2) 公表の対象となるのは、情報をインターネットを利用する方法により公表する日（情報を更新する場合には、更新する日）の属する月の前々月までの1年間に排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）についての情報です。

例えば、令和7年4月15日に情報を公表する場合は、令和6年3月から令和7年2月までの間に排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の情報が公表の対象となります。

当該項目に係る記載内容の詳細及び記載例については、国の優良認定制度に係る「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」P26～P28を参照してください。

(4) 産業廃棄物の受入量、運搬・処分量等

【基準】

- (1) 情報公開基準項目は、次のとおり。
直前3年間の産業廃棄物の種類ごとの処理の実績
- ・収集運搬業者については、各月の種類ごとの受入量及び種類ごと運搬方法ごとの運搬量
 - ・処分業者については、各月の種類ごとの受入量、種類ごと処分方法ごとの処分量、並びに中間処理後の産業廃棄物の持出先及び各持出先における処分方法ごとの処分量
- (2) 情報の更新は、1年に1回以上とする。情報の公開開始又は更新に当たっては、情報を公開開始又は更新する日の属する月の前々月以前3年間分の情報を掲載するものとする。

【解説】

- (1) 本基準は、法に規定する産業廃棄物処理業者の帳簿記載事項（規則第10条の8及び第10条の21）のうち、処理業者の処理実績を判断するために必要な事項の公開を求めるものです。したがって、処理業者は事業所ごとに備えた帳簿の中から必要な項目を会社全体として集計し、これを掲載してください。
- (2) 公表の対象となるのは、情報をインターネットを利用する方法により公表する日（情報を更新する場合には、更新する日）の属する月の前々月までの3年間に排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）についての情報です。
例えば、令和7年4月15日に情報を公表する場合は、令和4年3月から令和7年2月までの間に排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の情報が公表の対象となります。
- (3) 収集運搬業者において、「受入量」とは受託先から搬出した産業廃棄物の量（受託量）、「運搬量」とは運搬先に搬入した量（最終運搬量）を指します。積替保管施設等で有価物の分別・販売を行った場合などには、受入量と運搬量の間に差が生じる可能性があります。また、「運搬方法」としては、運搬車、船舶、鉄道等に分類します。
- (4) 処分業者において、中間処理後の産業廃棄物の「持出先」とは、「自社処分」と「委託処分」に分類（個別の業者ごとに分類する必要はない。）するものとし、それぞれの分類における処分方法（焼却、管理型埋立、安定型埋立等）ごとの処分量を記載してください。
- (5) 帳簿に関しては、規則において、マニフェストに係る事項を除き、前月中の実績を毎月末までに記載することとなっています。これを踏まえ、評価基準においては、会社全体での集計やホームページへの掲載に要する時間を考慮して、情報を公開開始又は更新する日の属する月の前々月までのものを最新情報とします。
- (6) 「受入量」、「運搬量」等のいずれの項目についても、個別の業者ごとに分けて記載する必要はありません。

当該項目に係る記載内容の詳細及び記載例については、国の優良認定制度に係る「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」P29～P32を参照してください。

(5) 処理施設の維持管理状況

【基準】

(1) 情報公開基準項目は次のとおり。

直前3年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（次の①から⑧までに掲げる当該施設の種類に応じ、当該①から⑧までに定める事項に限る。）

①令第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）第12号の7の2第1号ハ及びニに掲げる事項

②令第7条第3号、第5号、第8号及び第13号の2に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設に限る。）第12号の7の2第2号ハ及びニに掲げる事項

③令第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2に掲げる施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。）第12号の7の2第3号ハ及びニに掲げる事項

④令第7条第11号の2に掲げる施設 第12号の7の2第4号ハからヘまでに掲げる事項

⑤令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設 第12号の7の2第5号ハからホまでに掲げる事項

⑥令第7条第14号イに掲げる施設 第12号の7の2第6号ロからヘまでに掲げる事項

⑦令第7条第14号ロに掲げる施設 第12号の7の2第7号ロからヘまでに掲げる事項

⑧令第7条第14号ハに掲げる施設 第12号の7の2第8号ロからヘまでに掲げる事項

(2) 情報の更新は、一年に1回以上とする。情報の公開開始又は更新に当たっては、情報を公開開始又は更新する日の属する月の前々月以前3年間分の情報を掲載するものとする。

(3) この基準は令第7条の2に掲げる産業廃棄物処理施設を設置している処分業者のみに適用される。

【解説】

(1) 本基準の対象となる「産業廃棄物処理施設」とは、令第7条に規定する施設設置許可が必要とされる産業廃棄物処理施設のうち、焼却施設（第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2）、廃石綿等熔融施設（第11号の2）、PCB処理施設（第12号の2及び第13号）及び最終処分場（第14号）です。

(2) 公表の対象となるのは、情報をインターネットを利用する方法により公表する日（情報を更新する場合には、更新する日）の属する月の前々月までの3年間における産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報です。

例えば、令和7年4月15日に情報を公表する場合は、令和4年3月から令和7年2月までの間の情報が公表の対象となります。

(3) これらの施設の設置許可を受けた者は、法第15条の2の3第2項の規定により、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法で公表しなければならないこととなっています。

当該項目に係る記載内容の詳細及び記載例については、国の優良認定制度に係る「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」P33～P39を参照してください。

7 財務諸表 (第3区分のみ)

【基準】

- (1) 情報公開基準項目は次のとおり。
直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表
- (2) 情報の更新は、1年ごとに1回とする。
- (3) 対象は法人のみ

【解説】

- (1) 貸借対照表及び損益計算書を公開することにより、企業の経済活動が役員等個人の経済活動と切り離されて適切に会計処理される体制となっているかどうかといった企業としての基礎や、企業の経営状況の健全性を判断する材料となる情報を提供するものです。
- (2) それぞれの書類の内容は、以下のとおりです。
 - ①貸借対照表は、決算期における法人の有する資産、負債及び純資産を適切な区分に従って記載し、法人の財産状態を明らかにするものです。
 - ②損益計算書は、法人の一営業年度内において発生した収益とこれに対応する費用とを記載し、法人のその年度内の営業成績を明らかにするものです。
 - ③株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の1事業年度における変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である「株主資本」の各項目の変動事由を明らかにするものです。
 - ④個別注記表は、株式会社の財産・損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして、重要な会計方針や、貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書に関する注記等を記載するものです。
- (3) 上記の各部の科目細分や記載方法については、会社法、会社計算規則等の関係法令を参照してください。

当該項目に係る記載内容の詳細及び記載例については、国の優良認定制度に係る「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」P42～P45を参照してください。

Ⅲ 安定的な事業継続のための経理的基礎（全区分共通）

【基準】

財務諸表等において経理的問題がないこと。

【解説】

○法人の場合

情報公開性における財務諸表の公開は、第3区分の認定申請のみを対象としています。が、そもそも経理的基礎が安定していることは事業の継続において当然求められるものです。よって、情報公開性とは別に全区分の認定申請において、貸借対照表と損益計算書の提出を求めるものです。

貸借対照表及び損益計算書については、認定申請の直近3期分の提出を求めます（処理業許可申請においては規則上、直近3期分の提出が明記されています）。審査の中で、損益計算書中の経常損失が直近2期連続で計上されている場合は認定することはできません。

貸借対照表について直近の決算において債務超過（「純資産の部計」がマイナス）の場合は、原則認定することができませんが、債務超過の理由の明示と中小企業診断士の経営診断書等の提出を求め、それまでの決算状況も踏まえて状況を精査した上で、認定の判断を行います。

認定申請の直前3年の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署発行の納税証明書）並びに法人県民税・法人事業税の完納証明書（県税局、総合県民局発行のもの）の提出を求めます。税の滞納がある場合は認定することができません。

○個人の場合

認定申請の直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署発行の納税証明書）並びに個人事業税の完納証明書（県税局、総合県民局発行のもの）並びに資産に関する調書（固定資産評価証明書又は残高証明書）の提出を求めます。税の滞納がある場合は認定することができません。

※事業の用に供する特定最終処分場を設置している場合には、法第8条の5第1項（法15条の2の4において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定一般廃棄物最終処分場・特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積み立てをしていることを求めます。

【提出書類】

申請者が法人の場合は、

- ①認定申請の直近3期分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表
- ②認定申請の直前3年の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署発行の納税証明書）並びに法人県民税・法人事業税の完納証明書（県税局、総合県民局発行のもの）

申請者が個人の場合は、

認定申請の直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署発行の納税証明書）並びに個人事業税の完納証明書（県税局、総合県民局発行のもの）並びに資産に関する調書（固定資産評価証明書又は残高証明書）

IV 環境企業としての先進的取組

1 ISO14001もしくはエコアクション21の取得

(第2区分は選択項目、第3区分は必須項目)

【基準】

事業活動に係る環境配慮の取組が、その体制及び手続に係る標準的な規格に適合していることについて、環境大臣が定める認証制度により認められていること。

【解説】

- (1) 環境マネジメントに係る標準的な規格への適合性に関する項目であり、ここで、「事業活動に係る環境配慮の体制及び手続に係る標準的な規格」としては、
- ・ 公益財団法人日本適合性認定協会その他ISOが認定した認定機関が認定した審査登録機関がISO14001規格に適合するものとして行った認証
 - ・ 一般財団法人持続性推進機構がエコアクション21 ガイドラインに適合するものとして行った認証（エコアクション21 ガイドラインと相互認証された規格等に基づく認証を含む。）が該当します。
- (2) 処理業者が複数の事業場等を有する場合、必ずしもすべての事業場等について認証を取得している必要はありません。

【提出書類】

ISO14001もしくはエコアクション21の認証の証書の写し

2 低公害車両の導入 （第2区分、第3区分選択項目）

【基準】

環境負荷軽減・CO₂削減の観点から、低公害車等の導入に取り組んでいること。

【解説】

（１）従来の運搬車両が排出するガスは、地球環境への負荷を増大させ、排出される二酸化炭素は地球温暖化を加速させます。よって排出ガスの抑制は環境企業として事業活動全般に求められることです。本基準は事業者において排出ガスの抑制に積極的に取り組む姿勢を評価するものです。

（２）評価の基準は、下記の車両を事業所で保有していること（営業用車両を含む：該当車両の保有台数は問わない）です。

※ここでいう車両は、自動車検査証において所有者欄のみに申請者の名前がある車両か、使用者欄に申請者の名前がある車両を指します。

（３）低公害車等については、この制度では以下の車両を想定しています。

①ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車（水素自動車）、天然ガス自動車、メタノール自動車

②「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準（トップランナー基準）を早期達成（低燃費車）しており、かつ「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス認定を受けている自動車

【提出書類】

車検証、車両の写真（低排出ガス車認定、燃費基準達成車等のステッカーの貼付が分かる写真を添付してください。）

3 低公害型重機の導入 (第2区分、第3区分選択項目)

【基準】

環境負荷軽減・CO₂削減の観点から、低公害型重機の導入に取り組んでいること。

【解説】

(1) 従来の運搬車両が排出するガスは、地球環境への負荷を増大させ、排出される二酸化炭素は地球温暖化を加速させます。よって排出ガスの抑制は環境企業としての事業活動全般に求められることです。本基準は事業者において排出ガスの抑制に積極的に取り組む姿勢を評価するものです。

(2) 低公害型重機については、この制度では以下の重機が想定されます。

- ①「建設機械に関する技術指針」における排出ガス対策型建設機械
- ②「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」における低騒音型建設機械・低振動型建設機械
- ③その他電気駆動・LPG駆動等の重機をいう。

(3) 評価の基準は上記①～③の重機を保有(該当重機の保有台数は問わない)していることです。

※ここで言う重機は、申請者が使用権限を有する重機であればよく、リース契約により使用している重機も該当します。

【提出書類】

重機の型番を示した一覧表及び写真(排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械・低振動型建設機械についてはステッカーを貼付している写真も添付)、使用権限を有する書類

4 事業場としてのCO₂削減対策 (第2区分、第3区分選択項目)

【基準】

地球温暖化防止・CO₂削減の観点から、事業所として積極的に取り組んでいること。

【解説】

(1) 事業活動から排出するガスは、地球環境への負荷を増大させ、排出される二酸化炭素は地球温暖化を加速させます。よって排出ガスの抑制は環境企業としての事業活動全般に求められることです。

(2) 取組の例としては

- ・アイドリングストップの徹底
- ・空ぶかし・急発進の禁止
- ・経済速度での走行の徹底
- ・車両の点検・整備の徹底
- ・不要な照明の消灯
- ・機器不使用時の電力節減
- ・太陽光発電等の活用
- ・屋上緑化・壁面緑化

等々があります。

【提出書類】

次のいずれかの書類(様式任意)を提出してください。

①CO₂削減方針(CO₂削減を含む環境方針でも可)と実践計画及び実践の記録

- ・方針については、事業者としての基本理念及び行動指針を示したもの
- ・実践計画は、削減目標(特にCO₂換算までは求めないが、具体的に何をどう削減するということがわかる目標)と目標達成のための計画
- ・実践の記録は、上記実践計画に基づいた実践活動の記録

※CO₂削減方針(CO₂削減を含む環境方針でも可)はインターネット上で公開していること。

②太陽光発電等環境に配慮した設備の設置状況がわかるもの(写真含む)。

5 車両等以外での環境負荷の少ない物品の購入（第2区分、第3区分選択項目）

【基準】

環境負荷の低減に考慮した物品の購入を事業所として積極的に取り組んでいること。

【解説】

（１）購入する物品そのものが環境に与える影響や、その商品を製造する過程で発生する環境負荷は社会全体の利益にとっても重要であるため、事業者が可能な範囲で環境負荷の低減に配慮した物品を購入することについて評価するものです。

（２）評価の基準は、例えばグリーン購入を行っているかどうかということが考えられます。グリーン購入ガイドラインに沿って物品購入がなされているか、エコマーク・省エネラベルが貼られた物品の購入があるかどうかが評価の対象となります。

※グリーン購入ガイドライン製品分野で処理業者に関係がある分野として想定したもの

- ・印刷・情報用紙
- ・コピー機・プリンタ・ファクシミリ
- ・パソコン
- ・文具・事務用品
- ・照明
- ・エアコン
- ・オフィス家具
- ・衣服

【提出書類】

グリーン購入の状況（製品分野・製品（型番等）・購入年月日・購入量等）を示す書類を提出してください。参考様式を次のページに記載しますので御確認ください。なお、機器類・備品類については設置状況の写真を添付してください。

※コピー機・プリンタ・ファクシミリ等については自己所有に限らず、レンタルしているものも対象とします。また、このような機器類についてはグリーン購入に該当する機器類を使用していれば可（該当する機器類の使用台数は問わない）とします。

※印刷・情報用紙、文具・事務用品については、定期的に反復・継続してグリーン購入をしていることが条件です。

※その他の分野の購入については、組織的な購入（衣服でしたら、〇〇担当〇〇人分とか、オフィス家具なら、〇〇目的に〇〇台）の実績を示していただく必要があります。

※どの製品分野でグリーン購入を進めるかは、各処理業者の取組によるので特に指定しません。3つ以上の製品分野で、上記の考え方を満たしていることが条件です。

参考様式

グリーン購入一覧表

製品分野	製品名（型番）	購入年月日	購入量	備考

注１）製品分野には、印刷・情報用紙、コピー機・プリンタ・ファクシミリ、パソコン、文具・事務用品、照明、エアコン、オフィス家具、衣服のいずれかを記入いただき、各製品分野ごとに欄を作ってください。

注２）印刷・情報用紙、文具・事務用品については、定期的に反復・継続してグリーン購入をしていることが条件ですので、複数回の購入の状況を御記入ください

注３）組織的な購入（衣服でしたら、〇〇担当〇〇人分とか、オフィス家具なら、〇〇目的に〇〇台）状況の説明は、備考欄にご記入ください。

V リサイクルへの積極的な取組

1 リサイクルに係る先進的処理の取組（第2区分、第3区分選択項目）

【基準】

産業廃棄物の中間処理に係る先進的な処理方法に取り組んでいること。あるいは産業廃棄物のリサイクル率の向上のための積極的な取組が行われていること。

【解説】

循環型社会の形成の推進のためには、排出される廃棄物がどのように処理されるか、リサイクルのための処理が行われているかが重要です。リサイクル促進のための新たな中間処理方法、あるいは県内では事例の少ない中間処理方法、または分別処理の一層の徹底等直接の中間処理ではないがリサイクル率向上のための独自の取組を評価するものです。

【提出書類】

中間処理に係る施設の概要がわかる書類及び産業廃棄物のリサイクルの流れを説明する書類（様式任意）。この申請の前、変更許可申請等で同様の書類の提出があった場合は、その書類を流用して差し支えありません。

2 3R製品・事業所の認定（第2区分、第3区分選択項目）

【基準】

徳島県リサイクル認定制度により、製品あるいは事業所が認定を受けていること。

【解説】

徳島県では、新たな資源として捉え、廃棄物を利用して製造されるリサイクル製品や、3Rに積極的に取り組む事業所を認定する「徳島県リサイクル認定制度」を創設しています。優良なリサイクル製品や事業所を認定・PRすることによって、県内事業者の3Rの取組を支援し、徳島県における循環型社会の構築を目指しています。本基準では同制度により認定された製品・事業所を評価するものです。

【提出書類】

徳島県リサイクル認定制度に係る認定証の写し

※県外業者の場合にあっては、他県で各都道府県のリサイクル認定制度における認定を受けている場合、その認定証の写しを添付してください。

3 排出事業者に対する分別排出の啓発（第2区分、第3区分選択項目）

【基準】

排出事業者に対して、排出時における廃棄物の分別について文書において周知を図っていること。

【解説】

建設リサイクル法では排出事業者の分別解体が求められていますが、建設リサイクル法に限らず、排出事業者が廃棄物の排出時において分別排出することは、廃棄物の再資源化において必要なことです。

この基準は、排出事業者が分別排出を徹底するよう、処理業者として常に啓発する取組を評価するものです。

※徳島県では、リサイクルの啓発に積極的に取り組む産業廃棄物処理業者の増加を目指していますので、当項目については優先的に選択していただきたい項目となっております。

【提出書類】

次のいずれかの書類を提出してください。

- ①上記内容が反映された処理委託契約書の写し
- ②排出事業者に対して分別排出を促進するため、排出事業者・処理業者の双方の合意を示した文書
- ③排出事業者に対して、再資源化のための分別排出についての考え方を明示し、分別排出の啓発のために配布した文書

4 事業所内における環境理念等の掲示（第2区分、第3区分選択項目）

【基準】

事業所内において、環境理念等の掲示をしていること。

【解説】

事業所内における従業員等に対するリサイクルに関する意識を高めてもらうため、「最終処分の減」や「社員目標」など、当該事業者における環境理念等を設定し、事業所内に掲示していることについて評価するものです。

【提出書類】

環境理念等の事業所内の掲示の内容及び掲示の状態が分かる写真を提出してください。

VI 地域との共生

1 地域住民からの苦情対応・記録の整備（第2区分、第3区分選択項目）

【基準】

処理業・処理施設に対する地域住民からの苦情・問い合わせに対して誠実に対応し、記録を整備していること。

【解説】

廃棄物の処理については、処理業者自らが常に注意を払っていても粉塵・騒音・悪臭等に係る周辺住民の方々等からのお問い合わせが想定されます。その際に事業内容について理解を得るべく誠意を持って対応し、改善すべきところは速やかに改善する姿勢が、地域と共生する処理業者として必要と考えられます。本基準では、このような処理業者の対応の状況を判断するものです。

【提出書類】

事務分掌表（苦情処理対応部署の確認）及び直近3年間における苦情の記録（苦情内容とそれに対する対応の状況）の写し。

直近3年間において苦情がない場合は、苦情があった場合に事業者としてどのように対応するのか、対応マニュアル等の書類。

なお、苦情がない場合は、苦情がないことの客観性を担保するため、別途、県から周辺住民に対して苦情の有無を確認いたしますので御留意ください。

2 地域社会等への施設の公開・見学会（第2区分、第3区分選択項目）

【基準】

地域住民の方々等に対して、施設の公開を行ったり、見学会を開催することによりコミュニケーションを図っていること。

【解説】

産業廃棄物処理業に対して地域の理解を深めていただくためには、事業所の公開・見学会というのは有効な手段の一つと考えられます。本基準はこのような取組を継続して行っている状況を評価するものです。

【提出書類】

直近3年間の施設公開に係る実施記録・見学会の実施記録の写し

3 防災減災に係る取組の実施（第2区分、第3区分選択項目）

【基準】

震災時等におけるBCP（事業継続計画）の策定や市町村等との災害廃棄物処理の協力に関する協定の締結等、防災減災に係る取組を実施していること。

【解説】

震災時等における災害廃棄物の円滑な処理に関しては、市町村のみならず、産業廃棄物処理業者等、関係機関の協力が不可欠と考えられます。本基準は、産業廃棄物処理業者が震災時等に自らの事業を継続できる体制や、市町村等との災害廃棄物処理に関する協力体制を構築している状況を評価するものです。

なお、BCP（事業継続計画）に盛り込まれる項目としては、以下のような項目が考えられます。

- ・ BCPの目的
- ・ BCPの適用範囲
- ・ BCPの発動条件
- ・ 代替拠点の確保【再委託先の確保など】
- ・ 組織の役割分担【情報収集責任者・社外対応責任者・予算管理責任者など】
- ・ 緊急時の連絡体制
- ・ BCP発動時における初動対応手順
- ・ BCP発動時における役割分担に応じた具体的な活動内容
【被災の度合いに応じて、一時中断すべき案件と継続すべき案件を仕分け】

【提出書類】

BCP（事業継続計画）や市町村等との協定書の写し等

4 障がい者雇用又は高齢者雇用への積極的取組（第2区分、第3区分選択項目）

【基準】

障がい者雇用や高齢者雇用に積極的に取り組んでいること。

【解説】

本基準は、雇用を通じた地域貢献という観点から、近年社会的な要請が高まっている障がい者雇用及び高齢者雇用への積極的な取り組みを評価するものです。

【提出書類】

障がい者雇用または高齢者雇用を証する書類。

産業廃棄物処理業の事業所における障がい者雇用又は高齢者雇用に、申請日時点で1年以上取り組んでいることを証するものとし、原則として、対象者についての労働保険・社会保険の加入が分かる書類を提出してください（雇用人数・雇用形態は問いません）。

ただし、障がい者雇用に関しては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」による、法定雇用率以上の障がい者を雇用していることを認定要件としますので、従業員40.0人以上の事業者は、障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。

また、高齢者雇用に関しては、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」による、高年齢者雇用確保措置として、2025（令和7）年4月1日以降、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するための措置を講じる必要があります。

5 地域貢献（アドプト・プログラム、（一社）徳島県産業資源循環協会が行う廃棄物の適正処理を目的とする活動又は地域行事への参加等若しくは地域防災への協力）
（第2区分、第3区分選択項目）

【基準】

国・県・市町村や一般社団法人徳島県産業資源循環協会が行うアドプト・プログラム、清掃活動等の社会奉仕活動又は地域行事への参加等若しくは地域防災への協力等、地域貢献に資する活動を行っていること。

【解説】

本基準は、地域貢献の観点から、地域環境保全に向けた取組の一環として、一般社団法人徳島県産業資源循環協会が行う清掃活動やアドプト・プログラム等の清掃・美化活動又は地域で行われる行事への事業者の組織としての積極的な参加等若しくは地域防災への協力等の活動を評価するものです。

【提出書類】

各種アドプト・プログラム、清掃活動又は地域行事への参加等の実績を証する書類若しくは地域防災への協力の実績を証する書類（様式任意）。

なお、一般社団法人徳島県産業資源循環協会と協働して行う清掃活動や環境美化活動の状況については、一般社団法人徳島県産業資源循環協会がその活動状況を証明する書類の添付で構いません。